

給特法って何?! ②

給特法はどう変えられた?

公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入できるように、「給特法」を改定しました。

え～～!

「教職調整額」の4%を増やすとか、残業代が支払われるようになったのかと思ったのに……。



ますます長時間労働なるのでは?!

所定労働時間を増やすのは、4・6・10月を想定していると文科省は国会で答弁。教員の夫を過労死で亡くした全国過労死を考える家族の会の工藤さんは、死亡事案は5・6月が最多と指摘、「合法的に勤務時間が増える」「過労死を促進する」と反対を訴えました。「1年単位の変形労働時間制」の導入は、超過勤務が見かけ上少なくな

り、見えにくくなります。わたしたちの命と健康を守るためにも、学期中の業務を所定時間内に終われるようにするのが本筋です。

では、長時間労働を解消するには

- ★教職員を増やすこと
- ★業務を縮減すること
- ★「給特法」を改正すること

笑顔で子どもの前に立てるように!

「給特法」は、特別な場合を除いて時間外勤務を命じることを禁じています。

それは、日々成長する子どもたちとの人間的なふれあいが求められる教職員にとって、毎日の休養と自己研鑽の時間保障が必要だからです。

勤務条件の改善は、子どもたちの教育条件の改善でもあるのです。

